

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p style="text-align: center;">独立行政法人労働者健康安全機構中期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: right;">2019 年○月○日 厚生労働大臣 根本 匠</p> <p>第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>我が国における労働災害発生状況は長期的には減少傾向にあり、死亡者数こそ減少しているものの、いまだその水準は低いとは言いがたい。また、第三次産業の労働災害が増加傾向にあることや、少子高齢化の進展に伴い、若年層と比較して体力・体調面等において課題を抱えていることの多い高齢の労働者が増加傾向にあることもあり、死傷者数が急激に減少するような事態は期待できない状況にある。</p> <p>また、平成 28 年労働安全衛生調査（実態調査）によると職場で強いストレスを感じる労働者が約 6 割に上り、少子高齢化やこれに伴う就業者数の減少が見込まれる中で、労働者が健康で安全に就労を継続することの重要性が高まっている。</p> <p>こうした中で、平成 30 年 6 月 29 日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、現行の雇用関係の施策に加え、治療と仕事の両立等が新たに規定されることとなった。</p> <p>さらに、オルト・トルイジンや MOCA の取扱事業場における膀胱がんの集団発生や吸入性有機粉じんによる肺疾患の集団発生など、従来は把握されていなかった重篤な健康障害が発生している。</p> <p>このような状況の下、機構は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾患の病因、診断、予防その他の職業性疾患に係る事項に関する総合的な調査及び研究、臨床、治療就労の両立支援及び未払賃金の立替払等の事業を行い、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）、労災病院、日本バイオアッセイ研究</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人労働者健康安全機構中期目標</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 3 月 7 日付厚生労働省発基 0307 第 12 号指示 変更：平成 29 年 3 月 6 日付厚生労働省発基安 0306 第 2 号指示</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 3 月 6 日 厚生労働大臣 塩崎 恭久</p> <p>（前文）</p> <p>働く人の健康と安全の確保は労働政策の最も重要な課題の一つである。現在、我が国の労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間 55 万人もの労働者が被災し、1,000 人を超える尊い生命が失われている。また、職業性疾患の発生も後を絶たず、職場で強いストレスを感じる労働者が 6 割に達し、過労死や精神疾患による労災認定件数も高い水準にある。</p> <p>このように、働く人々の職場環境は引き続き厳しい状況にあるだけでなく、少子高齢化やこれに伴う就業者数の減少が見込まれる中で、労働者が健康で安全に就労を継続することの重要性が高まっている。事業活動の生産性や効率性を追求するあまり、労働者の健康確保や安全配慮に適正を欠くことはあってはならないことであり、過労死等職業を原因とする健康障害の予防対策や健康管理が重要であるだけでなく、負傷し又は疾病を持つ労働者への治療と就労の両立支援を行うことについて、その重要性が高まっている。</p> <p>労働災害防止対策やメンタルヘルス対策については、わが国の中長期的な最重要戦略の一つに位置付けられており、厚生労働省としても、これに強力に取り組んでいる。労働者の健康と安全を確保するための政策を適切に企画立案及び推進していくためには、労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発が必要不可欠であり、労働安全衛生分野の調査及び研究の役割はその重要性を増している。</p> <p>このような状況の下、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>センター、治療就労両立支援センター、産業保健総合支援センター等の施設の運営等を行い、職場における労働者の健康及び安全の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図ることを期待する。</p> <p>(別添) 政策体系図及び一定の事業等のまとめ</p> <p>第 2 中期目標の期間 通則法第 29 条第 2 項第 1 号に規定される中期目標の期間は、2019 年 4 月から 2024 年 3 月までの 5 年間とする。</p> <p>第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 2 号に規定される国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項</p>	<p>事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究、臨床、治療就労の両立支援及び未払賃金の立替払等の事業を行い、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター、治療就労両立支援センター、産業保健総合支援センター等の施設の運営等を行うために、平成 28 年 4 月に独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構を統合して発足する法人であり、これらの事業の適切かつ効率的な推進を期待する。</p> <p>また、参議院厚生労働委員会における独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案の附帯決議（平成 27 年 4 月 23 日。以下「附帯決議」という。）において、「労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう有効な措置を講ずること。（中略）また、労働安全衛生総合研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないよう、十分な体制を維持するため必要な措置を講ずること。」とされたところである。</p> <p>機構においては、存続法人である独立行政法人労働者健康福祉機構の第三期中期目標を変更し、統合による相乗効果を発揮しつつ更に質の高い業務が実施できるよう、機構に課せられた目的に対して目標を明確に設定した上で、業務運営の更なる効率化に努めつつ、機構が担うべき業務を着実に実施するとともに総合的かつ効果的な実施を図ることにより、調査及び研究の成果をさらに着実に上げ、社会の期待により一層応えていくことが求められている。機構が持ち得る能力を最大限に発揮し、労働者の健康と安全の確保に寄与することを期待する。</p> <p>(別添) 政策体系図及び一定の事業等のまとめ</p> <p>第 1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 29 条第 2 項第 1 号の中期目標の期間は、平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 5 年とする。</p> <p>第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項 機構は、臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究の機能</p>

1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

国が労働安全衛生施策を推進するためには、科学的知見の収集や諸外国の最新の動向の把握が不可欠であり、国の労働災害防止計画で示された課題の解決に向けて、機構には、労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割が求められている。

また、行政からの要請を踏まえた臨床データ等に基づく研究等の実施についても、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に引き続き取り組む必要がある。このような機構の社会的使命を果たすため、研究事業については以下のとおり実施するものとする。

(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

機構が行う研究は、労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行うこと。

一方で、現時点では想定していない様々な政策課題が生じた際にも迅速に対応できるよう、引き続き、機構は中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要があることから、労働現場のニーズや実態を的確に把握した上で、行政課題を踏まえて、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。

ア プロジェクト研究

労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集することを目的として、以下の視点を踏まえて研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配する研究。

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点
- ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点
- ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点
- ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点

を有機的に統合し、予防、治療及び職場復帰支援を総合的に実施するとともに、労働安全衛生関係法令の改定等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究を行うことをミッションとしていることを踏まえ、以下のとおり、事業を実施するものとする。

1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

(1) 統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進

労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供等、機構が担うべき業務を着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限に発揮できる研究（以下「重点研究」という。）として、以下の5分野に取り組むこと。

この取組により、労働災害の減少及び社会復帰の促進（アウトカム）に結びつけること。

- ① 過労死等関連疾患（過重労働）
- ② 石綿関連疾患（アスベスト）
- ③ 精神障害（メンタルヘルス）
- ④ せき損等（職業性外傷）
- ⑤ 産業中毒等（化学物質ばく露）

なお、これらの統合効果を発揮するための研究については、運営費交付金以外の外部資金の活用も考慮すること。

また、附帯決議を踏まえ、理事のうち1人に研究・試験を掌理させ、研究・試験等について企画調整を行う部門（研究試験企画調整部並びに内部組織として研究試験企画調整課及び研究試験支援普及課（全て仮称））を機構本部に設置し、必要な体制を整えた上で、統合による相乗効果を発揮する研究・試験等を始めとして、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、当該部門において総合的な企画調整等を行うこと。併せて、重点研究の5分野に関係する施設等で構成する協議会等の設置・運営、外部機関との連絡調整、研究・試験結果の普及・広報等を行うこと。さらに、協議会やテレビ会議の場なども最大限活用して、研究の基盤や背景が異なる基礎研究者と臨床研究者との間で十分で活発な意見交換や意思疎通を図りつつ、より高次元の研究成果につなげることを目指すこと。

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点</p> <p>⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点</p> <p>イ 協働研究 安衛研が有する労働災害防止に係る基礎・応用研究機能、労災病院が有する臨床研究機能、日本バイオアッセイ研究センターが有する化学物質の有害性の調査研究機能、治療就労両立支援センターが有する予防医療モデル事業等で得られた知見等、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。前中期目標における「重点研究」の連携対象となる機能等の幅を拡充させたもの。研究テーマについては、労働災害の減少及び社会復帰の促進（アウトカム）に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、せき損等の予防及び生活支援策に関する研究、産業中毒の予防及びばく露評価に関する研究等、機構内の複数の施設が連携することにより相乗効果が期待されるものについて設定すること。</p> <p>ウ 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。</p> <p>エ 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。 プロジェクト研究の研究課題・テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行うこと。 また、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。 協働研究の実施に当たっては、関係する施設等で構成する協議会等を設置し、電子（WEB）会議の場なども最大限活用して、研究の基盤や背景が異なる基礎・応用研究者と臨床研究者との間で十分に活発な意見交換や意思疎通を図りつつ、より高次元の研究成果につなげることを目指すこと。 さらに、大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行</p>	<p>重点研究の5分野については、過労死等関連疾患（過重労働）分野では、過労死等の要因等に係る研究と臨床データ、臨床研究等が結びつくことを生かし、過重労働対策を促進させること、精神障害（メンタルヘルス）分野では、メンタルヘルス不調の要因に係る研究と臨床データ等が結びつくことを生かし、職場復帰支援を促進させること等に配慮し、研究内容並びに目指す成果に係る具体的な指標及び目標を中期計画において設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るのかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、公表すること。</p> <p>なお、機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、基礎・応用研究と臨床研究、研究グループ（部門）の垣根にとらわれることなく、臨機応変に研究員を配置するなど、研究ユニットや研究員の柔軟な配置等に配慮すること。</p> <p>【難易度：高】【重要度：高】 統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジな取組であり、また、我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるものである。</p> <p>(2) 労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ア 現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、機構の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、機構の職員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境の実態を把握すること。 さらに、労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活用するなど、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。</p> <p>イ 社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施 上記アにより把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、機構の社会的使命を果たすため、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の5分野と連携を図りつつ、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。 なお、過労死等調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮すること。</p> <p>なお、開発した機器等については、特許の取得、JIS や ISO/IEC への標準化の働きかけ等を通じて、作業現場への導入等広く普及されるよう努めること。</p> <p>過労死等防止調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把握するために、社会科学系の他の研究機関との連携を図り、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、調査研究を確実に実施すること。</p> <p>また、調査研究によって構築したデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失することがないように、適切に維持・保管するための措置を講ずること。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。</p>	<p>握するために、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、医学的見地から調査研究を着実に推進すること。</p> <p>① プロジェクト研究</p> <p>次に示す研究の方向に沿って、研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> i 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究 ii 産業現場における危険・有害性に関する研究 iii 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 <p>② 基盤的研究</p> <p>将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究</p> <p>③ 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究</p> <p>プロジェクト研究については、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。個々の研究の研究課題・テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を中期計画において設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、公表すること。</p> <p>また、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p> <p>さらに、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、機構が担うべき真に必要な労働災害防止、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、以下に基づき実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 厚生労働省との連携のもとに、科学的根拠に基づく労働安全衛生施策の推進のための調査研究を行うとともに、国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進すること。

第 4 期 中 期 目 標 (案)

【参 考】 第 3 期 中 期 目 標

(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進

依然として、多くの労働災害が発生している疾病、又は勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等については、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。

なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。

ア 労災疾病等の原因と診断・治療

イ 労働者の健康支援

ウ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

また、過労死等については過労死等防止調査研究センターと連携を図りつつ、勤労者に対する過労死予防等の対策が効率的・効果的に推進されるよう、相談・指導の事例を集積すること等により予防法・指導法の開発、普及について検討

ii 労働災害防止の観点から、現場ニーズを踏まえ、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくプロジェクト研究を中核として推進するとともに、労働安全衛生の水準向上のための基盤的知見が必要であることから、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究につながる萌芽的な研究等を強化すること。

iii 労働安全衛生関係法令の改定等への科学技術的貢献を行う観点から他の機関との役割分担を行いつつ、中期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮すること。

さらに、開発した機器等については、特許の取得、JIS や ISO/IEC への標準化の働きかけ等を通じて、作業現場への導入等広く普及されるよう努めること。

【重要度：高】

労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止を図るため、現場のニーズを的確に把握し、把握したニーズや労働安全衛生行政の課題を踏まえた研究課題・テーマを選定し、研究業務を確実に実施すること、また、これらの研究業務を通じて開発された機器等が作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくことが求められているため。

(3) 労災疾病等に係る研究開発の推進

ア 行政からの要請を踏まえた臨床データ等に基づく研究の実施

労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために変更前の独立行政法人労働者健康福祉機構の第3期中期目標において取り上げた以下の3領域（※）については、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の5分野と連携を図りつつ、研究を行うこと。

【※：変更前の中期目標で示した「3分野」を変更後の中期目標においては、「3領域」という。】

① 労災疾病等の原因と診断・治療

② 労働者の健康支援

③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

また、過労死等については重点研究と連携を図りつつ、勤労者に対する過労死予防等の対策が効率的・効果的に推進されるよう、相談・指導の事例を集積すること等により予防法・指導法の開発、普及について検討を行うこと。

第 4 期 中 期 目 標 (案)

【参 考】 第 3 期 中 期 目 標

を行うこと。

(3) 研究の実施体制等の強化

ア 理事のうち1人に研究・試験を掌理させ、総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。

イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化する観点から、人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努めること。

ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進すること。具体的には、引き続き客員研究員やフェローの活用を進め、行政や社会のニーズがある多様な研究テーマに対応できるようにすること。また、労働安全衛生施策の企画・立案において海外の制度や運用の状況を把握するニーズが高まっていることから、研究者等を海外から招へいするとともに、機構の研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究に関する知識・経験の取り入れを推進すること。

エ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。

併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究についても積極的に推進すること。

オ 化学物質の危険・有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための研究・試験、化学物質の危険・有害性や予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施するための体制を整備すること。

カ 研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、予防医療、病職歴、両立支援データベースの整備・活用等に取り組むこと。

(4) データベースの構築等

研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、病職歴データベースの整備・活用等に取り組むこと。

また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を引き続き行う

第 4 期 中 期 目 標 (案)

(4) 国際貢献、海外への発信

海外の制度や運用の状況が、国内の労働安全衛生施策の企画・立案に影響を与えることもあることから、労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。

このため、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。

また、世界保健機関 (WHO) が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。

さらに、アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。

(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。

研究成果の評価に当たっては、以下の指標を設定すること。

ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点 3.25 点以上の評価を得ること (成果ごとに、5 点 (優れている)、4 点 (やや優れている)、3 点 (概ね妥当である)、2 点 (やや劣っている)、1 点 (劣っている))。

イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80% 以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。

【重要度：高】

業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、労働安全衛生行政の重要課題に対応した研究を的確に実施し、当該研究成果が労

【参考】 第 3 期 中 期 目 標

こと。

10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進

(1) 安衛研は、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。

(2) 安衛研は、国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び安衛研の研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。

(3) 平成 22 年 10 月に定められた「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。

また、世界保健機関 (WHO) が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。

(4) アスベスト等について、諸外国からの要請に基づき、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。

(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 24 年 12 月 6 日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価に当たっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、学会発表や論文発表数など、本中期目標において設定した数値目標に基づき、その達成度を厳格に評価すること。なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要である。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要である。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。</p> <p>ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定・改正等に積極的に貢献すること。</p> <p>中期目標期間中における労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献については、50 件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>法改正など大規模な法令改正等の有無により、年度によってばらつきがあり、前中期目標期間中の目標水準であった年 10 件の 5 倍の 50 件以上としている。</p>	<p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>重点研究の 5 分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表のみならず、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。</p> <p>中期目標期間中（平成 28 年度から平成 30 年度）における労働安全衛生関係法令等への貢献については、30 件以上（※）とすること。</p> <p>【※：平成 26 年度実績 14 件】</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>法改正など大規模な法令改正等の有無により、年度によってばらつきがあり、前中期目標期間中で最も少なかった実績が平成 24 年度の 10 件であったため、その 3 倍の 30 件以上としている。</p> <p>(2) 労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献</p> <p>中期目標期間中における調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等の作業現場への導入実績については、上記（1）に該当する場合を除き、9 件以上とするよう努めること。</p> <p>【※：平成 26 年度実績 3 件】</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>平成 26 年度実績（3 件）を踏まえ、その 3 倍の 9 件以上としている。</p> <p>(3) 学会発表等の促進</p> <p>中期目標期間中における研究に関する学会発表、事業者団体における講演、論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）等の総数を、1,000 回以上及び 1,000 報以上（※）とすること。</p> <p>【※：平成 26 年度実績 355 回、359 報】</p> <p>【目標設定等の考え方】</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>イ 労働者の健康・安全に関する調査及び研究成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。</p> <p>中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を1,200万回以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 平成29年度実績の240万回を踏まえ、その5倍の1,200万回以上としている。</p> <p>ウ 研究成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p> <p>【重要度：高】 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究成果が、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内基準、国際基準の制改定に積極的に貢献するとともに、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少（アウトカム）に結び付くため。</p> <p>2 労働災害の原因調査の実施</p>	<p>平成26年度実績（355回、359報）を踏まえ、その3倍をした数値を端数処理し、1,000回以上及び1,000報以上としている。</p> <p>(4) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究成果については、原則としてホームページに掲載すること。 また、調査及び研究成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、労災病院、ホームページ及び一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。 なお、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を675万回以上とすること。</p> <p>【※：平成26年度実績 160万回（安衛研）、65万回（労福機構）】</p> <p>【目標設定等の考え方】 平成26年度実績を（合計225万回）を踏まえ、その3倍の675万回以上としている。</p> <p>(5) 講演会等の開催 機構の調査及び研究成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や安衛研の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び同施設の公開を行うこと。 中期目標期間中における講演会等は6回以上、一般公開は6回以上実施すること。</p> <p>【※：平成26年度実績 講演会等2回、一般公開2回】</p> <p>【目標設定等の考え方】 平成26年度実績を踏まえ、それぞれ、その3倍の6回以上としている。</p> <p>(6) 知的財産の活用促進 研究成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。 また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p> <p>【重要度：高】 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。</p> <p>2 労働災害の原因調査の実施</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)

労働災害の原因の調査は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、行政の立案する再発防止対策への活用を図る必要がある。

このため、引き続き、安衛法第 96 条の 2 に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに行政に報告を行うこと。

また、行政が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理・分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと。

さらに、調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。

評価に当たっては、災害調査報告、鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得ること（3 点（大変役に立った）、2 点（役に立った）、1 点（あまり役に立たなかった）、0 点（役に立たなかった））。

3 化学物質等の有害性調査の実施

中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。

また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。

化学物質の有害性調査の成果の普及については、前記 1（6）の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。

安衛法第 57 条の 5 に規定する化学物質の有害性調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要するがん原性試験等の化学物質の有害性調

【参 考】 第 3 期 中 期 目 標

労働災害の原因の調査は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、行政の立案する再発防止対策への活用を図る必要がある。

このため、引き続き、安衛法第 96 条の 2 に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、原因調査結果等について、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと。

さらに、調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。

また、災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努めること。

3 化学物質等の有害性調査の実施

中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第 57 条の 5 に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。

また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。

化学物質の有害性調査の成果の普及については、後記 4 の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。安衛法第 57 条の 5 に規定する化学物質の有害性調査等として、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応

第 4 期 中 期 目 標 (案)

査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。

【重要度：高】

日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験など、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。試験の結果、発がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくため。

4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組むこと。

(1) 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供

疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の総合的な取組（勤労者医療）については、地域・職域保健との密接な連携のもと、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図ること。

特に、せき損、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害（産業中毒等）等、一般的に診断が困難な労災疾病については、協働研究及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応すること。

(2) 地域医療への貢献

労災病院における臨床機能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する医療計画（地域医療構想を含む）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、保有するデータベースを活用するなどして労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更等診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。

また、労災病院においては、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を確保（※）するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。

【参考】 第 3 期 中 期 目 標

じ実施すること。

【重要度：高】

日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験など、安衛法第 57 条の 5 に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。試験の結果、発がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくため。

4 成果の積極的な普及・活用

5 研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進

勤労者医療において中核的役割を果たすために、労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等に取り組むこと。

(1) 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供

労災病院が行う労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。

特に、せき損、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害（産業中毒等）等、一般的に診断が困難な労災疾病については、重点研究の 5 分野及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応すること。

(1) 地域医療への貢献

労災病院における臨床機能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、保有するデータベースを活用するなどして労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更や、効果的な地域医療連携を行うこと。

(2) 地域の医療機関等との連携強化

労災病院においては、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を確保（※）するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>【※：平成 26 年度から平成 29 年度までの実績 紹介率 (平均) 71.7%、逆紹介率 (平均) 60.2%】</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>地域医療支援病院は、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものとして、都道府県知事から個別に承認されるものであり、労災病院の目標として、当該要件を満たすことが必要であるとして中期目標に定めたものである。</p> <p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>労災病院は、国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急な対応を速やかに行えるようにすること。</p> <p>(4) 医療情報の ICT 化の推進</p> <p>医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図ること。</p> <p>また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図ること。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。</p> <p>そのため、患者満足度調査において全病院平均で 80%以上 (※) の満足度を確保すること。</p> <p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実を図ること。</p> <p>【※：平成 29 年度実績 84.2%】</p> <p>(6) 治験の推進</p> <p>新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中 20,900 件以上 (※) 確保すること。</p>	<p>【※：平成 21 年度から平成 25 年度までの実績 紹介率 (平均) 60.7%、逆紹介率 (平均) 49.2%】</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>地域医療支援病院は、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものとして、都道府県知事から個別に承認されるものであり、労災病院の目標として、当該要件を満たすことが必要であるとして中期目標に定めたものである。</p> <p>(2) 大規模労働災害等への対応</p> <p>労災病院は、国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急な対応を速やかに行えるようにすること。</p> <p>(3) 医療情報の ICT 化の推進</p> <p>労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化 (電子カルテシステム及び労災レセプト電算処理システム等) については、経営基盤の強化やシステム更改の時期も勘案し、導入を進めること。</p> <p>なお、患者の診療情報等の個人情報については、強固なセキュリティを確保した上で、保管すること。</p> <p>また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図ること。</p> <p>(4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。</p> <p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実を図ること。</p> <p>これにより、患者満足度調査において全病院平均で 80%以上 (※) の満足度を確保すること。</p> <p>【※：平成 26 年度実績 72.3%】</p> <p>(5) 治験の推進</p> <p>新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中 10,900 件以上 (※) 確保すること。</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)

【※：平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（毎年度平均） 4, 187 件】

(7) 産業医等の育成支援体制の充実

事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。

(8) 労災病院ごとの目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにすること。

(9) 行政機関等への貢献

労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、迅速・適正な労災請求等に対する認定に係る意見書の作成等については、積極的に協力すること。

また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。

さらに、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。

【参 考】 第 3 期 中 期 目 標

【※：平成 21 年度から平成 25 年度までの実績（毎年度平均） 2, 173 件】

(4) 産業医等の育成支援体制の充実

事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。

(6) 労災病院ごとの目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。

(7) 労災病院の再編

ア 燕労災病院（新潟県燕市）の再編

新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編を前提とした「県央基幹病院基本構想」が策定され、新潟県からその後「県央基幹病院の整備に向けたアウトライン」が示されたことを踏まえて、燕労災病院の再編について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう検討を行うこと。

イ 鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編

茨城県、神栖市等の関係機関や学識経験者で構成される鹿島労災病院と神栖済生会病院の今後のあり方検討委員会は、鹿島労災病院と神栖済生会病院を統合した上で社会福祉法人恩賜財団済生会が運営するという再編の基本的考え方を検討結果報告書に取りまとめ、茨城県知事に提出した。同報告書を受け、茨城県、神栖市等の関係機関で構成される神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合協議会が設置されたことを踏まえて、鹿島労災病院の再編について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう検討を行うこと。

イ 行政機関等への貢献

労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、迅速・適正な労災請求等に対する認定に係る意見書の作成等については、積極的に協力すること。

また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。

さらに、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談、診療に対応すると

第 4 期 中 期 目 標 (案)

【重要度：高】

労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。

5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

働き方改革の着実な推進を支援する視点を持ち、産業保健機能の強化や治療と仕事の両立について、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供、その他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実・強化を図ること。

特に、産業保健総合支援センターにおいては、働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定）や労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。

(1) 産業医・産業保健関係者への支援

ア 産業医の資質向上のための研修の実施

産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識、指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム、実施体制の見直しを図ること。

その際、現場ニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果を検討することにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。

なお、嘱託産業医については、その多くが医師としての診療を行う傍らで産業医活動に従事しており、必要な知識は有しているものの、資質向上の場が十分でないこと等から、事業者や産業保健スタッフの期待に応えきれない場合がある。このため、研修テーマの設定、カリキュラムの作成に当たっては、主として嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるよう配慮すること。

【参考】 第 3 期 中 期 目 標

もに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。

【重要度：高】

労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。

6 研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供

労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など国の施策として求められている産業保健活動について、人材育成を含め中核的な機関としての機能の充実・強化するとともに、地域における中心的な役割を果たし必要な支援を着実に提供すること。

産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的な産業保健活動の促進を図ること。

(1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施

産業保健総合支援センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容については、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、治療と就労の両立支援、過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導の実施方法等の実践的かつ専門的な研修を強化することにより、我が国の産業保健活動の質を向上すること。

また、過去に実施した研修のアンケート結果等を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実させること。

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>また、産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図ること。</p> <p>また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討を行うこと。</p> <p>イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医（以下「登録産業医」という。）や保健師（以下「登録保健師」という。）が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用すること。</p> <p>また、地域の産業医のネットワークを構築する方策について検討を行うこと。</p> <p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について、検討すること。</p> <p>また、産業保健関係者向け研修の企画・運営、登録保健師や地域で産業保健活動に従事する保健師の現地指導とネットワークの構築、労働者の健康情報の取扱い等についての事業者からの相談対応等への活用を図ること。</p> <p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおける実施する事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会（都道府県医師会、事業者団体、都道府県労働局等で構成。以下同じ。）での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。</p> <p>なお、研修の実施に当たっては、地域ごとに研修内容等が大きく異なることのないように配慮すること。</p>	<p>(2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実</p> <p>ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実</p> <p>地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者 50 人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策に関する訪問支援等を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組について支援を実施すること。</p> <p>また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの機能を発揮して対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。</p> <p>さらに、労災病院等で治療・療養中の労働者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと労災病院に併設する治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行う</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)

イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施
産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応に的確に応じること。

また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること（※）。

なお、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用すること。

【※：年間目標値 122,600 件】

【目標設定等の考え方】

※ 産業保健総合支援センター及び地域窓口のワンストップサービス機能の強化の観点から、両者の平成 29 年度実績（43,240+73,549 件=116,789 件）の 5%増を第 4 期中期目標期間の目標として設定したものである。

ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実

地域窓口に対する小規模事業場からの支援ニーズは今後も拡大していくものと想定されることから、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化、効率化を進めること。

具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めないこと。

また、支援ニーズの拡大に備え、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充すること。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組むこと。

エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進

小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討すること。また、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討すること。

(3) メンタルヘルス対策の推進

【参考】 第 3 期 中 期 目 標

こと。

イ 産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施

事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応（※1）を産業保健総合支援センターで一層進めるとともに、地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者 50 人未満の事業場）からの労働者の健康管理に関する相談（※2）を地域窓口で、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮することにより、地域における体制を充実・強化すること。

また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用すること。

【※1：年間目標値 47,000 件（47 か所×1,000 件）】

【※2：年間目標値 29,568 件（352 か所×84 件）】

【目標設定等の考え方】

※1 平成 24 年度実績（46,703 件）を踏まえ、第 3 期中期目標期間の目標として設定したものである。

※2 新規事業につき、都市部や山間地も含めて 1 か所当たりの平均相談件数を月 7 件と見積もり、第 3 期中期目標期間の目標として設定したものである。

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>ア 産業保健総合支援センターにおける支援体制の拡充 事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備すること。 また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践・普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配慮すること。</p> <p>(4) 産業保健総合支援センター事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健総合支援センター事業に対する市場ニーズ調査の実施等 産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。</p> <p>イ インターネットの利用等による情報提供 インターネットの利用その他の方法により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等について情報提供すること。 また、機構の各種研究成果等の提供に当たっては、更なる情報の質の向上、利便性の向上に配慮すること。 さらに、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等を行うとともに、労働者に対する効果的な情報提供について専門家の助言を得るなどして積極的に取り組むこと。</p> <p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価(※1)を80%以上確保すること。 また、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること(※2)。</p> <p>【※1：平成29年度実績93.9%（研修受講者）、94.7%（相談利用者）】 【※2：産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスによる効果（産業保健関係者の能力向上、事業場における産業保健活動の活性化、労働者の健康状況の改善等）を調査し、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための利用者に対するアンケート調査。平成29年度実績84.3%】</p>	<p>(3) 産業保健に関する情報の提供その他の支援 インターネットの利用その他の方法により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等の情報を提供するとともに、機構の各種研究結果等の提供に当たっては、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図ること。 また、事業主に対する広報及び啓発等を行うとともに、労働者に対する情報提供についてもより積極的に取り組むこと。</p> <p>(4) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価(※1)を80%以上確保するとともに、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業主等に対してアウトカム調査(※2)を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。</p> <p>【※1：平成26年度実績93.3%（研修受講者）、93.8%（相談利用者）】 【※2：産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスによる効果（産業保健関係者の能力向上、事業場における産業保健活動の活性化、労働者の健康状況の改善等）を調査し、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための利用者に対するアンケート調査。平成26年度実績91.3%】</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>【目標設定等の考え方】 平成 29 年度実績（研修 93.9%及び相談 94.7%）を踏まえ、第 4 期中期目標期間の目標として設定したものである。また、具体的に改善事項がみられる（なんらかの改善につながった）割合についても、平成 29 年度実績（84.3%）を踏まえ、第 4 期中期目標期間の目標として設定したものである。</p> <p>【重要度：高】 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすものである。</p> <p>【難易度：高】 働き方改革を推進するための労働基準法や労働安全衛生法令の改正など国の制度や政策も大きく変化しており、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、事業の充実・強化等の見直しを行うことが求められている。その際、事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められている。</p> <p>また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。</p> <p>6 治療と仕事の両立支援の推進 就労年齢の延長に伴い、疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験・情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者を一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。</p>	<p>【目標設定等の考え方】 平成 24 年度実績（研修 94.0%及び相談 98.8%）を踏まえつつ、新たに地域窓口における相談についてもアンケート対象として追加することを勧告して、約 9 割と見積もり（80%）、また、何らかの改善につながった割合については、有益だったと回答した相談者割合の約 9 割と見積もり（70%）、第 3 期中期目標期間の目標として設定したものである。</p> <p>【重要度：高】 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすものである。</p> <p>【難易度：高】 過重労働による脳心臓疾患や、仕事による強いストレスによる精神障害の労災認定件数の増加や、がんなどの疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援という新たな課題など産業保健を取り巻く環境とともに、労働安全衛生関係法令の改正など国の制度や政策も大きく変化しており、また、地域の医師会等関係機関と連携し地域の実情に応じて対応していくためには、これまでの実施主体が異なる産業保健三事業を一元化した体制についても、事業に合わせて機能の充実・強化等の見直しを行い、時代に即した対応が求められている。</p> <p>メンタルヘルス対策等の重点分野をはじめとした労働者の健康管理が十分とは言えない地域の小規模事業場の産業保健活動は、地域の医師会等関係機関の協力と、事業者の積極的な取組姿勢により左右されるものであり、実施件数を増加するためにも、より地域との連携を必要とする。</p> <p>新たな課題である疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。</p> <p>7 研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等 就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加し、治療と就労の両立支援が重要な課題となる中で、勤労者医療における中核的役割を果たす機関として、疾病に罹患した労働者が、治療の過程や退院時において、円滑な就労の継続や職場への復帰が図られることを念頭にいた医療の提供や支援が行われるよう以下のとおり取り組むこと。</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進</p> <p>適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者への支援を行うこと。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意すること。</p> <p>両立支援の実践において収集した事例については、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。</p> <p>医療機関向けマニュアル（平成 29 年作成）については、新たに収集した事例や企業における課題等の分析・評価を行い、更新してその充実を図り、これらの成果を研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等を通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識・理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等に対する相談、支援及び③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。</p> <p>この実施に当たっては、上記（1）の取組の成果も踏まえ、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行うこと。また、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図ること。</p> <p>この取組の推進のため、産業保健総合支援センターにおける両立支援促進員等による支援体制の充実を図ること。</p> <p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>治療と仕事の両立を推進するにあたり、働き方改革実行計画において、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターによるトライアングル型のサポート体制を構築することとされており、特に両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社などのコミュニケーションのハブとして機能することが期待され、こうした人材を効果的に育成・配置し、全国の病院や職場で</p>	<p>(1) 就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支援の推進</p> <p>適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者への支援を行うこと。</p> <p>また、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野に置いた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集、分析し、適切な医療の提供や患者への支援の在り方について検討するとともに、その検討結果、機構が過去に作成したガイドライン、労災疾病研究によって得られた知見、安衛研における研究成果等を、がん、脳卒中、精神疾患等の患者の治療や支援に活用すること。さらに、これらの知見を労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。</p> <p>(2) 就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援</p> <p>企業において疾病や治療、仕事との両立に関する正しい知識・理解がないために、差別や偏見が生じたり、企業において疾病を有する労働者に対する適切な対応が行われず、結果的に離職に至ったり、雇用の機会を喪失する等の課題が生じている。</p> <p>このため、産業保健総合支援センターにおいて行う、仕事と治療の両立支援に係る、①企業に対する正しい知識・理解の普及及び②企業や産業保健スタッフに対する相談、支援を円滑かつ適切に実施するため、労災病院に併設の治療就労両立支援センターは、産業保健総合支援センターと連携すること。</p> <p>また、労災病院等の患者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行うこと。</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)

両立支援が可能となることを目指すこととされていることから、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、事例の共有化を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。

また、研修の受講終了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。

事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施すること。

【重要度：高】

本事業を実施することで政府が推進する働き方改革実行計画における会社の意識改革と受入れ体制の整備及び主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進が図られ、労働者の健康確保や継続的な人材の確保及び生産性の向上につながるものである。

【難易度：高】

政府が推進する働き方改革実行計画において、治療と仕事の両立を推進するため、経営トップ、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことが求められていることに加え、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築することが求められており、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、病気に対する正しい知識が必ずしも社会全体に共有されていないことや中小企業での困難性、企業と医療の情報共有不足等の課題が存在するため。

7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄損傷患者に係る高度・専門的医療を提供し、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※)確保すること。

また、治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集・分析の上、職場復帰を見据えた入院時からの医療機関の継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。

さらに、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器などの新

【参考】 第 3 期 中 期 目 標

【重要度：高】

がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)において、がん患者の就労支援等に取り組むこととなっており、厚労省の検討会等において、労災病院に対して「治療と職業生活の両立を図るモデル医療や、就業形態や職場環境が疾病の発症や治療、予防に及ぼす影響等に関する研究・開発・普及に取り組むこと」等が求められているため。

8 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄損傷患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※)確保すること。

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。</p> <p>【※：平成 26 年度から平成 29 年度までの実績 医療リハビリテーションセンター（平均）91.7%、総合せき損センター（平均）82.0%】</p> <p>II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で 20 日以内（※）を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p> <p>【※：平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（平均）17.0 日】</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>前中期目標期間の実績をもとに、立替払請求者の迅速かつ適正な救済を図るため、第 3 期中期目標期間の目標値である 25 日以内から 5 日の短縮となる 20 日以内を第 4 期中期目標期間の目標として設定したものである。</p> <p>(2) 情報開示の充実</p> <p>年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払いすることにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議」（平成 27 年 4 月）においては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に当たり「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。</p>	<p>【※：平成 21 年度から平成 25 年度までの実績 医療リハビリテーションセンター（平均）90.7%、総合せき損センター（平均）80.4%】</p> <p>9 地域の中核的医療機関としての役割の推進</p> <p>10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で 25 日以内（※）を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p> <p>【※：平成 21 年度から平成 25 年度までの実績（平均）19.4 日】</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>前中期目標期間の実績をもとに、第 2 期中期目標期間の目標値である 30 日以内から 5 日の短縮となる 25 日以内を第 3 期中期目標期間の目標として設定したものである。</p> <p>(2) 情報開示の充実</p> <p>年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払いすることにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議（平成 21 年 4 月）において、「未払賃金立替払の請求増加への対応」が求められていることや、附帯決議においては、「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)

2 納骨堂の運営業務

産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上(※)得ること。

【※：平成26年度から平成29年度までの実績(平均)94.5%】

【目標設定等の考え方】

前中期目標期間の実績をもとに、第4期中期目標期間の目標として設定したものである。

【重要度：高】

納骨堂(高尾みころも霊堂)は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設である。

毎年举行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第13次労働災害防止計画」(平成30年2月28日厚生労働大臣策定)の計画の重点事項の「(6)企業・業界単位での安全衛生の取組の強化」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップによる積極的な取組を推進する上で重要であるため。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号に規定される業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務の合理化・効率化

機構における「働き方改革」の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。

また、機構の給与水準について、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。

さらに、電子(WEB)会議を推進するとともに、電子決裁の活用等により、更なる業務の効率化を図ること。

2 機動的かつ効率的な業務運営

【参考】第 3 期 中 期 目 標

2 納骨堂の運営業務

産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上(※)得ること。

【※：平成21年度から平成25年度までの実績(平均)91.8%】

【目標設定等の考え方】

前中期目標期間の実績をもとに、第3期中期目標期間の目標として設定したものである。

【重要度：高】

納骨堂(高尾みころも霊堂)は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設である。

毎年举行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第12次労働災害防止計画」(平成25年2月25日厚生労働大臣策定)の重点施策(3)の「社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップが自ら所属組織の意識の高揚を図る上で重要であるため。

第3 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務の合理化

法人全体として業務運営を効率的に行うため、統合効果を発揮していく中で、中期目標期間中に管理部門で1割程度の人員を削減する等、運営体制の合理化を行うこと。

また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること。

ただし、これまで安衛研で実施してきた労働現場のニーズ把握、行政の政策課題を踏まえた重点的な研究、研究成果の普及促進・活用などが損なわれないよう最大限の配慮を行うこと。

また、機構内に専用回線を敷設する等により、電子(WEB)会議、電子決裁の導入を進めることにより、コストの削減を図ること。

2 機動的かつ効率的な業務運営

第 4 期 中 期 目 標 (案)

経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。

また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組むこと。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成 30 年度予算に比して、一般管理費については 15%程度の額、事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については 5%程度の額を、それぞれ削減すること。

特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く）の平均を超えないものとする。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

機構の給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があることから、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。

(3) 契約の適正化

【参考】 第 3 期 中 期 目 標

経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成 26 年度予算に比して、一般管理費（退職手当を除く。）については 12%程度の額、事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については 4%程度の額を、それぞれ削減すること。

また、安衛研の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限発揮するとともに、安衛研の調査研究業務の実施体制を維持するための経費を確保するため、前記 1 の管理部門の合理化等による経費節減の上乗せを図るほか、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。

さらに、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く）の運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成 20 年度の水準を超えないものとする。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

機構の給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があることから、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。

(3) 契約の適正化

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>ア 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p> <p>エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図ること。</p>	<p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>ア 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p> <p>エ 独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関との連携を図り、全ての労災病院において、医薬品及び医療機器の入手に際して、経営的観点から調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用すること。（附帯決議関係） また、統合後のスケールメリットを生かして、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を進めること。</p>
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第 29 条第 2 項第 4 号に規定される財務内容に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 外部資金の活用等</p> <p>外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第 4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 外部資金の活用等</p> <p>外部資金については、重点研究の 5 分野への活用も考慮しつつ、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第 3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等 全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下、「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。</p> <p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。</p> <p>(4) 医業未収金の適切な回収 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。</p> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。 また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。</p> <p>(2) 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p>	<p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 国病機構との連携等 高額医療機器等の共同購入等、国病機構等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。</p> <p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。</p> <p>(3) 繰越欠損金解消計画の策定 繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各労災病院における年度ごとの解消額、目標期限を定めるとともに、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、達成できなかった病院の運営体制の見直し等を行うこと。</p> <p>(4) 医業未収金の適切な回収 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。</p> <p>4 本部事務所の移転 本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、移転を図り、経費の削減を行うこと。</p> <p>5 保有資産の見直し</p> <p>(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。 また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。</p> <p>(2) 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。</p> <p>また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。</p> <p>また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。</p> <p>機構においては、女性や障害者がある能力を発揮できる研究環境の整備に努めることはもとより、研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。</p> <p>さらに研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施すること。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。</p> <p>また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師など、高度な専門性の下に多職種による連携・協働ができる専門職種の育成・研修を実施すること。</p> <p>さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。</p> <p>イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上(※)とすること。</p> <p>【※：平成 27 年度から平成 29 年度の全国平均 89.7%】</p> <p>ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。</p> <p>(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成</p> <p>事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者</p>	<p>機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。</p> <p>また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。</p> <p>また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。</p> <p>機構においては、女性や障害者がある能力を発揮できる研究環境の整備に努めることはもとより、研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。</p> <p>さらに研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施すること。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図るとともに、OJT 等により、その専門性を高めること。</p> <p>また、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。</p> <p>イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上(※)とすること。</p> <p>【※：平成 22 年度から平成 26 年度の全国平均 90%】</p> <p>ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。</p> <p>(4) 産業医等の育成支援体制の充実</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。</p> <p>(5) 障害者雇用の着実な実施 障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号)において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。</p> <p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について適切に債権管理を行うこと。</p> <p>3 内部統制の充実・強化等 内部統制については、総務省の「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日行政管理局長通知)及び総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議、労働 WG 等において通知、指摘等された事項に基づき、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検・検証、点検結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化等を図ること。</p> <p>4 決算検査報告指摘事項への対応 これまでの決算検査報告(会計検査院)で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。</p> <p>5 情報セキュリティ対策の推進 機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、対策を講じること。 また、最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、</p>	<p>(5) 障害者雇用の着実な実施 障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号)において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。</p> <p>2 労災リハビリテーション作業所の完全廃止 在所者の退所先の確保を図りつつ、施設(※)の廃止に取り組み、平成 27 年度末までに全施設を廃止すること。 ※ 27 年度末までに全施設廃止済み</p> <p>3 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付債権について適切に回収を行うこと。</p> <p>4 内部統制の充実・強化等 内部統制については、総務省の「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日行政管理局長通知)及び総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議、労働 WG 等において通知、指摘等された事項に基づき、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検・検証、点検結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化等を図ること。</p> <p>5 決算検査報告指摘事項への対応 これまでの決算検査報告(会計検査院)で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。</p> <p>6 情報セキュリティ対策の推進 機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、対策を講じること。 また、政府の方針(平成 27 年 7 月 22 日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示等)を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを</p>

第 4 期 中 期 目 標 (案)	【参 考】 第 3 期 中 期 目 標
<p>適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報进行管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じること。</p> <p>さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施すること。</p> <p>6 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。</p>	<p>行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じること。</p> <p>さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施すること。</p> <p>7 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。</p>